

居宅介護支援契約書

利 用 者 _____

事 業 者 居宅介護支援事業所
あたごナーシングビル

第1条（契約の目的）

居宅介護支援事業所 あたごナーシングビル（以下「事業所」という）は、利用者の委託を受けて利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅介護サービス計画の作成を支援し、指定居宅介護サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出が無い場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス提供の担当として任命します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅介護サービス計画の作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における、指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容や利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
- （4）居宅介護サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。
- （5）その他、居宅介護サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経緯観察・再評価）

事業者は、居宅介護サービス計画の作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅介護サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅介護サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅介護サービス計画の変更）

利用者は、居宅介護サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅介護サービス計画の返納が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅介護サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅介護サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、茨城県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は利用者が要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に変わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつける事とし、当該契約期間終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業期間内にその事業所で、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文章で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は「契約書別紙」のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約する

ことができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者を使用する者は知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者や利用者の家族から掲示を求められた時は、いつでも掲示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対す窓口を当事業所内に設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅介護サービス計画に位置づけた指定居宅介護サービス等に関する利用者の要望や苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条（信義誠実の原則）

- 1 利用者の事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

本契約書は、2通を作成し利用者及び事業者が署名捺印の上、各1通保管するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

利 用 者

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

代 理 人

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印 続柄_____

事 業 者

【事業者名】居宅介護支援事業所 あたごナーシングビル

【指定番号】事業所番号 第0873200075号 茨城県

【住 所】茨城県笠間市土師1080-1

【管理者名】阿久津 洋子

【説明者名】